

堺市会計年度任用職員採用選考受験案内 (年金相談員)



【試験日程】

面接試験：令和5年2月17日（金）

【受付期間】

令和5年1月24日（火）から令和5年2月6日（月）まで

【採用予定日】

令和5年4月1日

堺市北区役所保険年金課

1 募集内容

(1) 試験区分

試験区分	業務内容	採用 予定数
年金相談員	国民年金の申請受付や年金に関する相談などの窓口・電話対応業務	1名

(2) 受験資格

- ◆年金事務所又は市区町村での年金業務経験を3年以上有する者又は社会保険労務士の資格を有する者かこれに相当する知識と経験を持つ者
- ◆パソコンの基本操作（文書作成や表計算処理等）ができる人
- ◆健康状態において、通常勤務が可能であること
- ◆国籍及び年齢は問いません。
- ◆地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。

地方公務員法第16条（抜粋）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日程等

(1) 試験日時

令和5年2月17日（金）

※応募者には後日、試験時間をお知らせします。

(2) 試験会場

堺市北区役所

※試験会場等の詳細については、試験時間のお知らせにあわせて案内します。

(3) 試験内容

これまでの職歴における知識・経験や、募集分野の専門知識について、20分程度面接を行います。受験申込時に提出する履歴書と、面接試験の結果により合否を決定します。

(4) 合格発表

合格発表は令和5年2月下旬を予定しています。結果の合否に関わらず、受験者本人に結果通知書を郵送します。

※ 電話等による合否の問い合わせにはお答えできません。

3 受験申込み方法

(1) 申込み受付期間

令和5年1月24日（火）から令和5年2月6日（月）まで

(2) 申込み方法

提出書類に必要事項を記入し、郵送又は直接持参により申し込んでください。

◆郵送の場合

下記に記載している郵送先（北区役所保険年金課）まで郵送ください。

（※令和5年2月6日（月）必着）

◆直接持参の場合

北区役所保険年金課（北区役所1階）まで直接持参ください。

（※土・日・祝を除く。9時～17時30分）

※ 提出書類に不備がある場合は連絡します。なお、連絡がつかない場合や修正が必要な場合は返送することがあります。このために生じた受験申込みの遅延については一切責任を負いませんので注意してください。

提出書類	<p>○履歴書(市販) 半年以内に撮影した鮮明な写真1枚を貼り付けてください。</p> <p>○在職証明書(業務経験を示すもの)又は社会保険労務士の資格証明書の写し ※提出できない場合は、その理由を示した申出書</p>
郵送先 郵送方法	<p>○郵送先 〒591-8021 堺市北区新金岡町5丁1番4号 堺市北区役所保険年金課</p> <p>○郵送方法 封筒の表に「堺市会計年度任用職員(年金相談員)採用選考申込書類 在中」と朱書きで明記し、上記の提出書類を同封し、郵送してください。</p>

(3) 通知文の郵送

申込みの受付後、試験時間と試験会場の通知文を郵送します。通知文は令和5年2月8日(水)以降に発送する予定です。2月13日(月)までに通知文が届かない場合には、堺市北区役所保険年金課(後掲5「問い合わせ先」参照)へ至急連絡してください。

※ 送付した通知文は、試験日当日必ず持参してください。

(4) その他

- ・提出書類は一切お返ししません。
- ・受験に際して取得した個人情報は、堺市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、採用試験及び採用に関する事務以外の目的で利用は行いません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。
- ・採用予定者には、健康診断を受診していただきます。

4 報酬・勤務条件等

(令和5年1月1日現在。今後の人事給与制度等の改正により変わることがあります。)

- ◆任用根拠：地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する地方公務員
- ◆勤務時間：週30時間勤務
(週4日、午前9時15分～午後5時30分(休憩45分))
- ◆任期：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
勤務成績に応じて、再度任用する場合があります。
- ◆報酬：月額172,300円
※本市の同業務の会計年度任用職員としての経験年数に応じて加算あり
(上限10年)
- ◆期末手当：6月、12月に支給(合計2.5月分)※任用初年度は割落とし有
- ◆その他諸手当：通勤手当、時間外勤務手当に相当する額を本市の規定に基づき費用弁償及び増額報酬として支給
- ◆休日等：週休3日、祝日、年末年始
- ◆休暇：年次有給休暇(週4日、週30時間勤務で4月1日採用の場合20日)、特別休暇(夏季、介護等)等
- ◆勤務地：堺市北区役所保険年金課
- ◆福利厚生：厚生年金、健康保険、雇用保険、公務災害補償制度等

5 問い合わせ先

堺市北区役所保険年金課

〒591-8021 堺市北区新金岡町5丁1番4号

TEL 072-258-6743 (直通) FAX 072-258-6894